雲仙市温泉浴場事業経営戦略

団 体 名 : 雲仙市

事 業 名 : 温泉浴場事業特別会計

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

<u>1. 事業概要</u>

* 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

(1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事業開始年度	昭和54年度
事業の種類	入浴施設	施 設 名	市営共同浴場「浜の湯」
職 員 数	兼任1人 (環境政策課職員)		
事業の内容	共同浴場「浜の湯」は、午前6時り、もって公共の福祉の向上を目として運用しています。		
年 間 利 用 状 況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	平成29年度 113,586人	平成30年度 109,408人	平成31年度 106,598人
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	平成29年度 104.28%	平成30年度 96.24%	平成31年度 100.75%
経費回収率 * ※過去3年度分を記載	平成29年度 104.27%	平成30年度 96.23%	平成31年度 100.74%
	ア 民間委託	管理等業務を委託しています。	
民間活用の状況	イ 指定管理者制度	実施していません。	
	ウ PPP・PFI	実施していません。	

^{*} 法適 $\left(\frac{\pm$ 営業収益+その他営業収益 \times 100 $\right)$ 非適 $\left(\frac{$ 料金収入+その他営業収益 \times 100 $\right)$ 常適 $\left(\frac{$ 料金収入+その他営業収益 \times 100 $\right)$

(2)料 金 形 態 *施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

(使用料)

入浴券: 市内居住者 100円 市外居住者 150円 回数券: 本市居住者 入浴券13枚綴り1冊につき 1,000円

料金の概要・考え方

(雲仙市営共同浴場の設置及び管理等に関する条例第6条の規定によります)

(3) 施 設 を 取 り 巻 く 環 境 等 *周辺施設の状況などが分かるよう記載すること。

昭和14年旧小浜バスターミナル付近の海岸が地元住民の労働奉仕によって埋め立てられた。その奉仕に対する報酬として、埋立地の半分が地元名に与えられ、その一角に地元住民が利用する無料の共同浴場が設置されたことに始まる。その後生活衛生施設として行政が関与し、昭和36年に現地に移転し、昭和54年の立替えを経て現在に至っている。市民の保養及び健康増進、公共福祉の向上を目的に、小浜温泉の利用者が安価な料金で気軽に利用できる立ち寄り湯の施設として運用しています。

2. 経営の基本方針

■安全・安心な施設の提供

温泉施設の利用者が快適に利用するため、温泉施設の保全に努め、安全・安心な温泉施設を提供します。

温泉の成分により配管に付着するスケールの除去・対策を行い、安定した温泉の供給に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり
 - * 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの内訳も作成すること。
- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
 - * 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方がわかるよう記載すること。
- ① 収支計画のうち投資についての説明

0		
老村	5化した燗付け配管設備やポンプ等の修繕を計画的に行っていきます。	

② 収支計画のうち財源についての説明

財源については、入浴使用料が主な収入源となっています。
突発的な施設修繕工事等がある場合、財源が不足する場合は、温泉浴場財政調整基金繰入で対応します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

特筆すべき事項はありません。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

- (1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。
 - *1 (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 - *2 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。
- ① 今後の投資についての考え方・検討状況

♥ 780 R&C 0 1707 AND N /A		
投資の平準化に関する事項	老朽化した設備等を計画的に更新していくことで、投資の平準化を目指します。	
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	現状どおり施設を維持していきます。	
防災・安全対策に関する事項	施設の定期的なメンテナンス等により安全対策を実施します。	
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	特筆すべき事項はありません。	
その他	(平成25年10月5日「浜の湯」あり方検討委員会の答申) 1. 浜の湯のあり方について ・市民の湯(立寄り湯)としての位置づけ ・利用客増のため、無料の専用駐車場の設置⇒H26年度より確保 2. 管理方法について ・当面は、改善策(料金改定等)を行い再検討を行う ・民間委譲、指定管理者制度の導入には、源泉、薄め水の安定確保が必要 3. 経営の安定化策(料金改定)について ・入浴料は100円程度が妥当⇒H25.10に料金改定 (市内:50円→100円、回数券(13枚1,000円)の開始、市外:150円据え置き)	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金単価に関する事項	料金体系は現状どおり。
利用状況に関する事項	既存施設の維持管理、修繕等を行い利用促進を行います。
繰入金に関する事項	収入に不足が生じた場合は、温泉浴場財政調整基金から繰入を行います。
資産の有効活用に関する事項	特筆すべき事項はありません。
その他	特筆すべき事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	特筆すべき事項はありません。
職員給与費に関する事項	特筆すべき事項はありません。
委託費に関する事項	管理等業務について民間委託を実施します。
その他	特筆すべき事項はありません。

4. 公営企業として実施する必要性など

* 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方が分かるよう記載すること。

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	公衆浴場は公衆衛生上重要な役割を担っているころから、一定の意義必要性の高いサービスと言えます。
公営企業として実施する必要性	雲仙市営共同浴場の設置及び管理等に関する条例により、市民の保養及び健康の増進を図り、もって公共の福祉の向上を期するために必要である。

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

- 1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に 御留意いただきたい。
- (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
- (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着自したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。 (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
- (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。 3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について
- 御検討いただきたい。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経 営 戦 略 の 事 後 検 証 、	毎年度の決算期において、毎年度進捗管理を行います。また策定5年後には中間検証
更 新 等 に 関 す る 事 項	を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行います。